

平成29年度

定期監査報告書

益田市監査委員

目 次

第1 監査の種類1頁
第2 監査の範囲1頁
第3 監査の期間1頁
第4 監査の方法1頁
1 対象課等から提出のあった監査資料2頁
2 説明を聴取した事務・事業等2頁
第5 監査の要点（監査重点項目）3頁
1 平成29年度一般会計予算執行状況3頁
2 平成28年度一般会計補助事業に関する事務3頁
第6 監査の結果3頁
1 平成29年度一般会計予算執行状況3頁
2 平成28年度一般会計補助事業に関する事務13頁

(注解)

- 1 各表中、収入（執行）率の数値は、小数点第2位を四捨五入した。
- 2 各表中の符号「－」は、該当数値のないものである。

定期監査報告書

益田市監査委員 長 戸 保 明

益田市監査委員 林 卓 雄

第1 監査の種類

定期監査は、地方自治法第199条第4項の規定に基づき、市の財務に関する事務の執行及び市の経営に係る事業の管理について、これらが適正に行われているかどうかを監査するものである。

第2 監査の範囲

1 対象事務事業

- (1) 平成29年度一般会計で、次項の対象課等が所管する平成29年4月1日から同年12月31日までの間の予算執行（歳入、歳出、補正及び充流用）に関する事務
- (2) 平成28年度一般会計で、次項の対象課等が所管する歳出科目 第19節「負担金、補助及び交付金」のうち補助事業に関する事務

2 対象課等

以下の課等を対象とした。

部名等	課・室名等	課等の数
福祉環境部	保険課、子育て支援課（子育てあんしん相談室を含む）、子育て支援センター、健康増進課（地域医療対策室を含む）、福祉総務課、障がい者福祉課、高齢者福祉課（地域包括支援センターを含む）、環境衛生課、久城が浜センター、人権センター	10課 (内室等 3含む)
産業経済部	産業支援センター（企業誘致推進室を含む）、農業振興課（農業担い手支援センター、国営対策室を含む）、林業水産課（匹見分室を含む）、観光交流課（空港対策室を含む）	4課 (内室等 5含む)
計		14課（内室等8含む）

第3 監査の期間

平成30年1月19日（金）から 同年2月14日（水）まで

第4 監査の方法

監査の実施に当たっては、対象課等に対し以下の表に示す監査資料の提出を求め、提出された資料に基づき書面監査を実施した。

その後、書面監査に基づいて、特に説明聴取を要すると監査委員が判断した課等より説明を聴取し、第2の1(2)の補助事業に関する事務のうち監査委員の指定するものについては、交付事務に係る書類等の提示を求め、詳細について確認及び聴取を行った。

1 対象課等から提出のあった監査資料

部名等	課・室名等	監査の対象部課等から提出のあった監査資料			
		歳入予算執行状況	歳出予算執行状況	予算補正・充用・流用に関する事務	補助金に関する事務
福祉環境部	保険課	○	○	○	
	子育て支援課 子育てあんしん相談室	○	○	○	○
	子育て支援センター		○	○	○
	健康増進課 地域医療対策室	○	○	○	○
	福祉総務課	○	○	○	○
	障がい者福祉課	○	○	○	○
	高齢者福祉課 地域包括支援センター	○	○	○	○
	環境衛生課	○	○	○	○
	久城が浜センター	○	○	○	○
	人権センター	○	○	○	
産業経済部	産業支援センター 企業誘致推進室	○	○	○	○
	農業振興課 農業担い手支援センター 国営対策室	○	○	○	○
	林業水産課 匹見分室	○	○	○	○
	観光交流課 空港対策室	○	○	○	○

2 説明を聴取した事務・事業等

部名等	課・室名等	説明を聴取した事務・事業等			
		歳入予算執行状況	歳出予算執行状況	予算補正・充用・流用に関する事務	補助金に関する事務
福祉環境部	子育て支援課 子育てあんしん相談室	○	○	○	○
	健康増進課 地域医療対策室	○	○	○	○
	福祉総務課	○	○	○	○
	障がい者福祉課	○	○	○	○
	高齢者福祉課 地域包括支援センター	○	○	○	○
産業経済部	産業支援センター 企業誘致推進室	○	○	○	○
	農業振興課 農業担い手支援センター 国営対策室	○	○	○	○
	林業水産課 匹見分室	○	○	○	○
	観光交流課 空港対策室	○	○	○	○

第5 監査の要点（監査重点項目）

監査の実施に際し、次の事項を基本的な着眼点とした。

1 平成29年度一般会計予算執行状況（4月1日から12月31日まで）

- (1) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか
- (2) 執行率の低い要因は何か
- (3) 調定の時期及び手続きは適正か
- (4) 滞納状況の正確な把握、対策はとられているか
- (5) 予算流用、予備費充用の手続き及び時期は適正か

2 平成28年度一般会計補助事業に関する事務

- (1) 公益性のない事業又は団体に補助金の交付がなされていないか
- (2) 補助金の算出は合理的な基準により行われているか
- (3) 補助金の交付時期は妥当であるか
- (4) 補助金の交付条件は適切に付され、条件どおり履行されているか
- (5) 補助金の効果は確認されているか

第6 監査の結果

監査の対象とした一般会計予算執行、収入、支出等に関する事務及び一般会計補助事業に関する事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。今後も関係法令、例規等を順守し、さらに適正な事務処理に万全を期されたい。

なお、事務上の軽易な過誤等が認められたが、その都度関係職員に改善等を指示したので記述を省略した。

1 平成29年度一般会計予算執行状況（4月1日から12月31日まで）

(1) 監査対象歳入・歳出予算執行状況

監査の対象とした平成29年度一般会計歳入・歳出予算執行状況（4月1日から12月31日までの間）は、以下の表のとおりである。

なお、人件費は一部集計から除いている。

◆ 保険課

歳 入

(単位：円・%)

会 計	目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収 入 率	
						対予算 C/A	対調定 C/B
一般	民生費国庫負担金	43,761,000	46,729,542	31,153,000	15,576,542	71.2	66.7
	民生費委託金	11,431,000	4,721,000	4,721,000	0	41.3	100.0
	民生費県負担金	291,807,000	142,003,152	0	142,003,152	0.0	0.0
	衛生費県補助金	35,850,000	34,073,812	26,887,000	7,186,812	75.0	78.9
	物品売払収入	1,000	0	0	0	0.0	—
	雑入	19,474,000	18,622,890	5,748,776	12,874,114	29.5	30.9
合 計		402,324,000	246,150,396	68,509,776	177,640,620	17.0	27.8

歳 出

(単位：円・%)

会 計	目	予算現額	支出負担行為額	支出済額	予算残額	執行率
		A	B	C	A-B	
一般	社会福祉総務費	1,387,763,000	1,135,782,074	1,127,076,952	251,980,926	81.8
	国民年金事務費	2,035,000	1,794,880	379,840	240,120	88.2
	子供医療費	130,214,000	77,762,929	77,762,929	52,451,071	59.7
合 計		1,520,012,000	1,215,339,883	1,205,219,721	304,672,117	80.0

◆ 子育て支援課 (子育てあんしん相談室を含む)

歳 入

(単位：円・%)

会 計	目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収 入 率	
						対予算 C/A	対調定 C/B
一般	民生費負担金	266,845,000	39,369,255	174,232,435	△ 134,863,180	65.3	442.6
	衛生費負担金	66,000	13,350	11,350	2,000	17.2	85.0
	民生使用料	30,000	30,600	30,600	0	102.0	100.0
	民生手数料	10,000	0	12,900	△ 12,900	129.0	—
	民生費国庫負担金	1,435,709,000	917,786,753	758,775,753	159,011,000	52.9	82.7
	衛生費国庫負担金	1,402,000	841,500	841,500	0	60.0	100.0
	民生費国庫補助金	111,782,000	109,324,000	0	109,324,000	0.0	0.0
	衛生費国庫補助金	1,411,000	0	0	0	0.0	—
	民生費県負担金	560,066,000	517,753,839	379,127,130	138,626,709	67.7	73.2
	衛生費県負担金	701,000	420,750	420,750	0	60.0	100.0
	民生費県補助金	100,272,000	53,096,000	0	53,096,000	0.0	0.0
	物品売払収入	1,000	0	0	0	0.0	—
	民生費寄附金	0	200,000	200,000	0	—	100.0
	民生費貸付金元利収入	1,500,000	1,500,000	0	1,500,000	0.0	0.0
	雑入	22,363,000	14,368,185	15,198,072	△ 829,887	68.0	105.8
	民生債	31,100,000	0	0	0	0.0	—
合 計		2,533,258,000	1,654,704,232	1,328,850,490	325,853,742	52.5	80.3

歳 出

(単位：円・%)

会 計	目	予算現額	支出負担行為額	支出済額	予算残額	執行率
		A	B	C	A-B	
一般	児童福祉総務費	742,138,000	476,149,675	474,909,115	265,988,325	64.2
	保育所費	2,373,349,000	1,476,250,200	1,475,706,738	897,098,800	62.2
	母子福祉費	252,157,000	240,692,443	240,057,943	11,464,557	95.5
	児童福祉施設費	128,699,000	121,111,628	120,649,178	7,587,372	94.1
	母子保健事業費	67,992,000	35,971,638	35,807,954	32,020,362	52.9
	予防費	82,958,000	48,773,074	48,773,074	34,184,926	58.8
合 計		3,647,293,000	2,398,948,658	2,395,904,002	1,248,344,342	65.8

◆ 子育て支援センター

歳 出

(単位：円・%)

会 計	目	予算現額	支出負担行為額	支出済額	予算残額	執行率
		A	B	C	A-B	
一般	子育て支援センター事業費	5,748,000	3,633,805	3,394,801	2,114,195	63.2
合 計		5,748,000	3,633,805	3,394,801	2,114,195	63.2

◆ 健康増進課（地域医療対策室を含む）

歳 入

(単位：円・%)

会 計	目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収 入 率	
						対予算 C/A	対調定 C/B
一般	衛生費負担金	16,675,000	14,847,351	14,734,251	113,100	88.4	99.2
	衛生使用料	6,313,000	3,426,564	3,407,164	19,400	54.0	99.4
	衛生手数料	4,000	2,160	2,160	0	54.0	100.0
	衛生費国庫補助金	165,000	0	0	0	0.0	—
	衛生費県補助金	9,142,000	0	0	0	0.0	—
	衛生費受託事業収入	3,136,000	0	0	0	0.0	—
	雑入	612,000	471,168	471,168	0	77.0	100.0
合 計		36,047,000	18,747,243	18,614,743	132,500	51.6	99.3

歳 出

(単位：円・%)

会 計	目	予算現額	支出負担行為額	支出済額	予算残額	執行率
		A	B	C	A-B	
一般	保健衛生総務費	20,802,000	19,261,385	14,928,061	1,540,615	92.6
	医療対策費	160,759,000	57,540,025	49,646,833	103,218,975	35.8
	成人保険事業費	35,073,000	21,147,920	15,346,777	13,925,080	60.3
	予防費	42,945,000	17,228,836	15,440,473	25,716,164	40.1
合 計		259,579,000	115,178,166	95,362,144	144,400,834	44.4

◆ 福祉総務課

歳 入

(単位：円・%)

会 計	目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収 入 率	
						対予算 C/A	対調定 C/B
一般	民生使用料	15,000	16,500	16,500	0	110.0	100.0
	民生費国庫負担金	509,733,000	411,697,000	411,697,000	0	80.8	100.0
	民生費国庫補助金	180,808,000	145,515,000	145,515,000	0	80.5	100.0
	民生費県負担金	24,251,000	10,000,087	10,000,087	0	41.2	100.0
	民生費県補助金	64,000	64,000	64,000	0	100.0	100.0
	物品売払収入	1,000	0	0	0	0.0	—
	民生費寄附金	2,000,000	385,000	385,000	0	19.3	100.0
	民生費貸付金元利収入	860,000	7,646,048	19,000	7,627,048	2.2	0.2
	過年度収入	1,000	0	0	0	0.0	—
	雑入	12,662,000	20,642,340	4,942,228	15,700,112	39.0	23.9
合 計		730,395,000	595,965,975	572,638,815	23,327,160	78.4	96.1

歳出

(単位：円・%)

会計	目	予算現額	支出負担行為額	支出済額	予算残額	執行率
		A	B	C	A-B	
一般	生活保護総務費	33,574,000	18,440,435	15,883,795	15,133,565	54.9
	扶助費	667,461,000	456,401,507	456,401,507	211,059,493	68.4
	社会福祉総務費	291,537,000	259,049,118	239,257,618	32,487,882	88.9
	災害救助費	644,000	643,496	643,496	504	99.9
	社会福祉法人総務費	2,436,000	1,720,447	1,720,447	715,553	70.6
合計		995,652,000	736,255,003	713,906,863	259,396,997	73.9

◆ 障がい者福祉課

歳入

(単位：円・%)

会計	目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	
						A	B
一般	民生費国庫負担金	680,032,000	601,778,000	448,484,497	153,293,503	66.0	74.5
	民生費国庫補助金	20,513,000	0	0	0	0.0	—
	民生費委託金	266,000	0	0	0	0.0	—
	民生費県負担金	317,792,000	283,418,000	144,241,500	139,176,500	45.4	50.9
	民生費県補助金	71,835,000	56,281,800	37,520,000	18,761,800	52.2	66.7
	雑入	28,860,000	24,434,942	23,421,884	1,013,058	81.2	95.9
合計		1,119,298,000	965,912,742	653,667,881	312,244,861	58.4	67.7

歳出

(単位：円・%)

会計	目	予算現額	支出負担行為額	支出済額	予算残額	執行率
		A	B	C	A-B	
一般	障がい者福祉費	1,460,568,000	975,252,929	958,091,208	485,315,071	66.8
	福祉医療費	156,777,000	100,931,815	100,931,815	55,845,185	64.4
合計		1,617,345,000	1,076,184,744	1,059,023,023	541,160,256	66.5

◆ 高齢者福祉課 (地域包括支援センターを含む)

歳入

(単位：円・%)

会計	目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	
						A	B
一般	民生費負担金	60,523,000	39,692,192	35,068,557	4,623,635	57.9	88.4
	民生使用料	17,000	20,250	17,100	3,150	100.6	84.4
	民生費国庫負担金	4,839,000	4,819,500	3,213,000	1,606,500	66.4	66.7
	民生費国庫補助金	2,592,000	0	0	0	0.0	—
	民生費県負担金	2,419,000	2,409,750	1,606,000	803,750	66.4	66.6
	民生費県補助金	3,233,000	0	0	0	0.0	—
	不動産売払収入	6,560,000	6,560,000	6,560,000	0	100.0	100.0
	高齢者保健福祉基金繰入金	4,430,000	0	0	0	0.0	—
	民生費受託事業収入	11,974,000	7,613,338	6,571,453	1,041,885	54.9	86.3
	雑入	2,081,000	2,032,680	1,936,680	96,000	93.1	95.3
	社会福祉事業債	19,600,000	0	0	0	0.0	—
合計		118,268,000	63,147,710	54,972,790	8,174,920	46.5	87.1

歳出

(単位：円・%)

会計	目	予算現額	支出負担行為額	支出済額	予算残額	執行率
		A	B	C	A-B	B/A
一般	老人福祉費	198,786,000	143,224,024	138,954,268	55,561,976	72.0
	介護保険費	840,796,000	354,400,000	354,400,000	486,396,000	42.2
	社会福祉施設費	265,510,000	254,833,956	182,255,220	10,676,044	96.0
合	計	1,305,092,000	752,457,980	675,609,488	552,634,020	57.7

◆ 環境衛生課

歳入

(単位：円・%)

会計	目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
						対予算 C/A	対調定 C/B
一般	衛生使用料	20,000	19,500	19,500	0	97.5	100.0
	衛生手数料	100,055,000	65,952,600	62,509,202	3,443,398	62.5	94.8
	衛生費県補助金	2,400,000	2,400,000	0	2,400,000	0.0	0.0
	財産売払収入	1,000	0	0	0	0.0	—
	雑入	8,383,000	6,999,615	6,524,196	475,419	77.8	93.2
	衛生債	6,700,000	0	0	0	0.0	—
合	計	117,559,000	75,371,715	69,052,898	6,318,817	58.7	91.6

歳出

(単位：円・%)

会計	目	予算現額	支出負担行為額	支出済額	予算残額	執行率
		A	B	C	A-B	B/A
一般	環境衛生費	13,305,000	9,162,902	8,674,909	4,142,098	68.9
	斎場費	29,227,000	28,259,697	21,599,557	967,303	96.7
	公害対策費	3,645,000	2,588,920	193,564	1,056,080	71.0
	清掃総務費	194,000	902	902	193,098	0.5
	塵芥処理費	837,482,000	764,612,484	592,690,462	72,869,516	91.3
	上水道施設費	1,177,000	961,000	961,000	216,000	81.6
合	計	885,030,000	805,585,905	624,120,394	79,444,095	91.0

◆ 久城が浜センター

歳入

(単位：円・%)

会計	目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
						対予算 C/A	対調定 C/B
一般	衛生使用料	4,000	4,500	4,500	0	112.5	100.0
	衛生費受託事業収入	10,078,000	10,230,000	7,616,000	2,614,000	75.6	74.4
	雑入	43,000	29,544	24,941	4,603	58.0	84.4
合	計	10,125,000	10,264,044	7,645,441	2,618,603	75.5	74.5

歳 出

(単位：円・%)

会 計	目	予算現額	支出負担行為額	支出済額	予算残額	執行率
		A	B	C	A-B	B/A
一般	久城が浜センター事業費	83,884,000	64,244,982	48,330,842	19,639,018	76.6
合	計	83,884,000	64,244,982	48,330,842	19,639,018	76.6

◆人権センター

歳 入

(単位：円・%)

会 計	目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収 入 率	
		A	B	C	B-C	対予算 C/A	対調定 C/B
一般	民生使用料	1,000	1,500	1,500	0	150.0	100.0
	総務費県補助金	1,733,000	1,733,000	0	1,733,000	0.0	0.0
	民生費県補助金	6,494,000	6,554,000	0	6,554,000	0.0	0.0
	民生費委託金	509,000	509,000	509,000	0	100.0	100.0
	物品売払収入	1,000	0	0	0	0.0	—
	雑入	578,000	228,774	224,951	3,823	38.9	98.3
合	計	9,316,000	9,026,274	735,451	8,290,823	7.9	8.1

歳 出

(単位：円・%)

会 計	目	予算現額	支出負担行為額	支出済額	予算残額	執行率
		A	B	C	A-B	B/A
一般	諸費	3,778,000	2,463,619	2,463,619	1,314,381	65.2
	人権センター管理費	6,309,000	5,232,271	3,977,615	1,076,729	82.9
	人権センター事業費	10,491,000	8,232,589	8,232,589	2,258,411	78.5
	河川事業費	357,000	53,000	53,000	304,000	14.8
	人権・同和教育費	1,063,000	857,958	841,958	205,042	80.7
合	計	21,998,000	16,839,437	15,568,781	5,158,563	76.5

◆ 産業支援センター（企業誘致推進室を含む）

歳 入

(単位：円・%)

会 計	目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収 入 率	
		A	B	C	B-C	対予算 C/A	対調定 C/B
一般	商工使用料	10,174,000	10,173,516	7,419,699	2,753,817	72.9	72.9
	商工費県補助金	1,316,000	1,543,000	0	1,543,000	0.0	0.0
	物品売払収入	1,000	0	0	0	0.0	—
	一般寄付金	50,010,000	50,000,000	50,000,000	0	100.0	100.0
	商工振興費貸付金元利収入	52,780,000	6,000,000	6,000,000	0	11.4	100.0
	雑入	2,000	18,529	18,529	0	926.5	100.0
合	計	114,283,000	67,735,045	63,438,228	4,296,817	55.5	93.7

歳出

(単位：円・%)

会計	目	予算現額	支出負担行為額	支出済額	予算残額	執行率 B/A
		A	B	C	A-B	
一般	労働諸費	3,290,000	1,695,000	1,695,000	1,595,000	51.5
	商工総務費	772,000	514,550	514,550	257,450	66.7
	商工振興費	68,956,000	66,011,608	55,436,808	2,944,392	95.7
	企業誘致費	40,833,000	18,113,646	17,401,386	22,719,354	44.4
	社会教育総務費	8,800,000	2,335,966	0	6,464,034	26.5
合 計		122,651,000	88,670,770	75,047,744	33,980,230	72.3

◆ 農業振興課（農業担い手支援センター、国営対策室を含む）

歳入

(単位：円・%)

会計	目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	
		A	B	C	B-C	対予算 C/A	対調定 C/B
一般	農林水産業費分担金	7,068,000	211,237,702	1,740,265	209,497,437	24.6	0.8
	災害復旧費分担金	4,929,000	316,000	45,000	271,000	0.9	14.2
	農林水産業使用料	1,304,000	1,620,904	1,617,054	3,850	124.0	99.8
	農林水産手数料	1,000	0	0	0	0.0	—
	農林水産業費県補助金	220,670,000	85,806,066	75,531,922	10,274,144	34.2	88.0
	災害復旧費県補助金	24,107,000	17,000	17,000	0	0.1	100.0
	農林水産業費委託金	4,739,000	0	0	0	0.0	—
	物品売払収入	2,000	0	0	0	0.0	—
	国営土地改良事業施設維持管理基金繰入金	7,676,000	0	0	0	0.0	—
	延滞金	1,000	0	0	0	0.0	—
	農林水産業費貸付金元金	8,340,000	0	0	0	0.0	—
	雑入	4,610,000	132,520	132,520	0	2.9	100.0
	農林水産業債	46,900,000	0	0	0	0.0	—
	商工債	10,000,000	0	0	0	0.0	—
災害復旧事業債	20,800,000	0	0	0	0.0	—	
合 計		361,147,000	299,130,192	79,083,761	220,046,431	21.9	26.4

歳出

(単位：円・%)

会計	目	予算現額	支出負担行為額	支出済額	予算残額	執行率 B/A
		A	B	C	A-B	
一般	農業総務費	10,806,000	7,850,008	7,584,008	2,955,992	72.6
	農業振興費	157,127,000	114,688,722	82,971,413	42,438,278	73.0
	新生産調整推進対策費	8,237,000	7,957,000	6,221,500	280,000	96.6
	畜産業費	6,137,000	879,124	106,124	5,257,876	14.3
	土地改良事業費	102,986,000	62,762,657	25,699,840	40,223,343	60.9
	国営総合農地開発費	29,094,000	28,431,190	23,731,190	662,810	97.7
	森林土木事業費	40,941,000	16,086,476	9,665,272	24,854,524	39.3
	漁港費	15,686,000	14,210,461	9,522,461	1,475,539	90.6
	農業施設災害復旧費	59,323,000	2,955,343	1,061,023	56,367,657	5.0
	林道施設災害復旧費	9,549,000	0	0	9,549,000	0.0
合 計		439,886,000	255,820,981	166,562,831	184,065,019	58.2

歳入【繰越明許費】

(単位：円・%)

会計	目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
						対予算 C/A	対調定 C/B
一般	農林水産業費県補助金	40,291,000	40,291,000	0	40,291,000	0.0	0.0
	災害復旧費県補助金	2,000,000	2,065,000	2,065,000	0	103.3	100.0
	災害復旧事業債	1,900,000	0	0	0	0.0	—
合	計	44,191,000	42,356,000	2,065,000	40,291,000	4.7	4.9

歳出【繰越明許費】

(単位：円・%)

会計	目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率
						B/A
一般	畜産業費	40,291,000	40,291,000	40,291,000	0	100.0
	林道施設災害復旧費	7,720,000	3,070,760	3,070,760	4,649,240	39.8
合	計	48,011,000	43,361,760	43,361,760	4,649,240	90.3

◆ 林業水産課（匹見分室を含む）

歳入

(単位：円・%)

会計	目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
						対予算 C/A	対調定 C/B
一般	農林水産業使用料	960,000	400,000	400,000	0	41.7	100.0
	農林水産手数料	2,000	2,500	2,000	500	100.0	80.0
	農林水産業費県補助金	12,002,000	4,889,600	0	4,889,600	0.0	0.0
	物品売払収入	5,373,000	2,523,741	2,504,515	19,226	46.6	99.2
	匹見地域林業者等後継者育成基金繰入金	1,000,000	0	0	0	0.0	—
	農林水産業費貸付金元利収入	550,000	0	0	0	0.0	—
	雑入	24,000	15,326	15,326	0	63.9	100.0
	農林水産業債	13,600,000	0	0	0	0.0	—
合	計	33,511,000	7,831,167	2,921,841	4,909,326	8.7	37.3

歳出

(単位：円・%)

会計	目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率
						B/A
一般	農業総務費	11,810,000	8,529,101	8,412,101	3,280,899	72.2
	林業総務費	32,788,000	263,695	263,695	32,524,305	0.8
	林業振興費	46,268,000	33,285,141	24,573,895	12,982,859	71.9
	水産業総務費	334,000	222,832	222,832	111,168	66.7
	水産振興費	12,848,000	7,007,767	3,377,767	5,840,233	54.5
合	計	104,048,000	49,308,536	36,850,290	54,739,464	47.4

◆ 観光交流課（空港対策室を含む）

歳入

(単位：円・%)

会計	目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
						対予算 C/A	対調定 C/B
一般	商工使用料	233,000	155,820	155,820	0	66.9	100.0
	商工費県補助金	4,354,000	4,354,000	4,354,000	0	100.0	100.0
	物品売払収入	1,000	0	0	0	0.0	—
	商工費寄付金	80,000	80,000	80,000	0	100.0	100.0
	雑入	6,049,000	6,024,684	24,684	6,000,000	0.4	0.4
	商工債	10,000,000	0	0	0	0.0	—
合 計		20,717,000	10,614,504	4,614,504	6,000,000	22.3	43.5

歳出

(単位：円・%)

会計	目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率
						B/A
一般	観光費	47,848,000	34,430,538	30,884,582	13,417,462	72.0
	国際交流費	535,000	267,855	267,855	267,145	50.1
	都市交流費	5,859,000	5,012,104	5,012,104	846,896	85.5
	空港対策費	154,151,000	153,550,801	153,550,801	600,199	99.6
合 計		208,393,000	193,261,298	189,715,342	15,131,702	92.7

(2) 監査重点項目の状況

ア 各課等が所管する事業について、歳入・歳出予算執行状況監査資料、歳入・歳出予算執行状況表に基づく節別執行状況等関係書類を監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

なお、課別の事業数及び職員からの説明聴取を行った事業数は、以下の表のとおりである。

課名等	歳入				歳出			
	事業数	内繰越明許事業数	説明聴取事業数	内繰越明許事業数	事業数	内繰越明許事業数	説明聴取事業数	内繰越明許事業数
保険課	11	0	0	0	9	0	0	0
子育て支援課	20	0	20	0	49	0	49	0
子育て支援センター	0	0	0	0	2	0	0	0
健康増進課	22	0	22	0	22	0	22	0
福祉総務課	18	0	18	0	21	0	21	0
障がい者福祉課	17	0	17	0	24	0	24	0
高齢者福祉課	19	0	19	0	16	0	16	0
環境衛生課	15	0	0	0	24	0	0	0
久城が浜センター	3	0	0	0	2	0	0	0
人権センター	10	0	0	0	13	0	0	0
産業支援センター	10	0	10	0	26	0	26	0
農業振興課	60	3	60	3	68	4	68	4
林業水産課	15	0	15	0	25	0	25	0
観光交流課	10	0	10	0	20	0	20	0
事業数計	230	3	191	3	321	4	271	4

イ 予算補正、予算流用、予備費充用について抽出のうえ、起案書等関係書類を監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

なお、予備費からの充用は該当がなかった。

(3) 要望事項

ア 予算執行状況については3四半期終了時点(12月末)の実績を元に監査を行ったが、時期的に考えて執行率が低いものや、全く執行されていないものがある。件数については年度により増減があるものの、こうした例は毎年のように散見される。

これらについては逐一説明を受けており、元々年度末に執行予定であるとか、年度末でないと執行出来ないものもあるが、やや計画性を欠くのではないかと思われるものも存在する。年度末に支払いが集中することによる弊害も考慮のうえ、計画的な執行を望むものである。

イ 児童福祉費負担金のうち、収入済なのに調定されていないものが見受けられたが、事後調定の場合、収入の度に調定すべきであるので改善されたい。

ウ 観光地音声ガイド機器導入事業について、機器貸し出しによる使用料収入が見込まれているものの収入がない。運用体制や事業進捗状況の再点検が望まれる。

参考

地方自治法

第二条

⑭ 地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

⑮ 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

地方自治法施行令

第一百五十条 普通地方公共団体の長は、次の各号に掲げる事項を予算の執行に関する手続として定めなければならない。

一 予算の計画的かつ効率的な執行を確保するため必要な計画を定めること。

二 定期又は臨時に歳出予算の配当を行なうこと。

三 歳入歳出予算の各項を目節に区分するとともに、当該目節の区分に従って歳入歳出予算を執行すること。

2 前項第三号の目節の区分は、総務省令で定める区分を基準としてこれを定めなければならない。

3 第四百四十六条の規定は、地方自治法第二百二十条第三項ただし書の規定による予算の繰越しについてこれを準用する。

地方財政法

第四条 地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。

2 地方公共団体の収入は、適実且つ厳正に、これを確保しなければならない。

益田市財務規則

第16条 部課長等は、主管の予算に係る予算執行計画書を作成し、指定された期日までに財政主管課長に提出しなければならない。

2 財政主管課長は、前項により提出された予算執行計画書について必要と認めるときは、部課長等の意見を聴いて予算執行計画を調整し、市長の決定を受けるものとする。

請求書に必要とされる要件（出納事務運用マニュアル一部抜粋）

支払いは請求書に基づき行うのが原則です。（財務規則第46条）

請求書は正当な債権者であるかどうかを確認するため、次の事項の記載が必要です。

・請求の文言 ・請求金額 ・請求年月日 ・債権者の住所 ・代表者氏名及び印鑑 ・内訳

※この要件に不備がある請求書は、受理しないことが適当です。

2 平成28年度一般会計補助事業に関する事務

(1) 監査対象補助事業

監査の対象とした平成28年度一般会計補助事業は、次表のとおりである。

部名等	課・室名等	番号	補助金名称	説明聴取
福祉環境部	子育て支援課	1	益田市婚活応援事業補助金	○
		2	小学校低学年受入れ事業	
		3	子育て講座事業	
		4	地域交流活動事業	
		5	子育て家庭の交流活動事業	
		6	ふれあいサロン・ニコニコの部屋運営支援事業	
		7	中学生保育体験プログラム事業	
		8	一時保育事業費	
		9	一時預かり事業費	○
		10	延長保育事業費	
		11	民間保育所運営対策事業費	
		12	認可外保育施設衛生・安全対策事業	
		13	認可外保育施設入所児童処遇改善事業	
		14	保育所防災対策事業費	○
		15	保育研究会補助事業費	
		16	障がい児保育事業費	
		17	園舎建築利子補給補助金	

部名等	課・室名等	番号	補助金名称	説明聴取
福祉環境部	子育て支援課	18	益田市母子会連合会補助金	
		19	益田市青少年育成市民会議補助金	
		20	地域組織活動育成費補助金	○
		21	私立幼稚園教育振興費補助金	
	健康増進課	22	健康づくり市民運動推進事業活動補助金	○
		23	益田市産科医等確保支援事業（分娩手当）補助金	
		24	益田市周産期医療維持・継続支援助成金	
		25	益田市公的病院等支援補助金	○
		26	益田の医療を守る市民の会運営費補助金	○
		27	益田市ウイルス性肝疾患医療費助成金	
		28	益田市骨髄移植ドナー支援事業奨励金	○
	福祉総務課	29	益田市民生委員児童委員協議会補助金	○
		30	益田市社会福祉協議会補助金	○
	障がい者福祉課	31	益田市障がい者雇用奨励補助金	○
		32	益田市身体障害者福祉協会補助金	
		33	益田市手をつなぐ育成会補助金	
34		ハッピーアフタースクール事業費補助金	○	
高齢者福祉課	35	老人クラブ連合会活動費補助金	○	
	36	シルバー人材センター事業費補助金	○	
	37	益田市地域介護・福祉空間整備等補助金	○	
産業経済部	産業支援センター	38	益田市産業活性化支援事業補助金	○
		39	益田市地域商業等支援事業費補助金	○
		40	地域雇用拡大推進事業	○
		41	地域経済振興支援補助金	○
		42	ますだふるさと産業振興事業費補助金	
		43	商工業振興補助金	
		44	石見臨空ファクトリーパーク工業用水対策費	
		45	益田市企業誘致立地促進補助金	
	農業振興課	46	益田市農林改良青年会議補助金	
		47	益田市認定農業者連絡協議会補助金	
		48	益田市農林業振興対策推進協議会補助金	
		49	農業経営基盤強化資金補助金	○
		50	益田市新農林水産振興がんばる地域応援総合事業費補助金	
		51	農業参入育成支援事業費補助金	○
		52	産地パワーアップ事業費補助金	○
53		担い手確保・経営強化支援事業		
54		農業経営力向上支援事業	○	
55		経営所得安定対策等推進事業費補助金		
56		益田市農業再生協議会補助金（水田調整部会）		
57		益田市農業再生協議会補助金（担い手育成部会）		
58	農地情報システム保守管理事業費補助金			
59	益田市新農林水産振興がんばる地域応援総合事業費補助金			
60	家畜人工授精協議会補助金			
61	優良基礎牛等確保特別対策事業費補助金			

部名等	課・室名等	番号	補助金名称	説明聴取
産業経済部	農業振興課	62	益田市単独土地改良事業補助金	
		63	益田市県単農地集積促進事業補助金	
		64	益田市土地改良区運営費補助金	
		65	益田市林地等崩壊対策事業補助金	
	林業水産課	66	農作物等獣被害対策事業補助金	○
		67	水産振興対策事業補助金	○
		68	増養殖振興事業補助金	○
		69	海の守り人づくり事業補助金	
	観光交流課	70	益田ふるさと観光振興事業補助金	○
		71	交流拡大事業補助金	○
		72	観光協会補助金	
		73	少年スポーツ交流事業補助金	
		74	都市交流協議会補助金	
		75	コンベンション支援事業補助金	○
		76	姉妹都市交流センター協議会補助金	
		77	県外益田会補助金	
78		萩・石見空港マラソン全国大会補助金	○	

※補助金名称は、提出のあった監査資料からそのまま転記した。

(2) 監査重点項目の状況

ア 補助金交付要綱、補助金等交付申請書、補助金等交付決定通知書、補助事業等着手・完了届、補助事業等実績報告書、補助金等確定通知書、支出負担行為書等について抽出のうえ、関係書類を監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

(3) 要望事項

ア 各補助金の交付要綱の整備については以前からの懸案であり、今回の監査の中では整備が進みつつあることを認識できた。しかし課によって進捗にはばらつきがあるようである。改めてすべての関係部署に速やかな対応を要望したい。

社会福祉協議会補助金について、交付決定通知書の交付対象事業に関する記載が交付要綱と符合していない点が見受けられたので、整理をされたい。

主に農業振興関係の補助金の名称について、予算書の事業名や説明との結び付きがわかりにくいものが散見される。今後表記の仕方について工夫をされたい。

林業水産関係の補助金のうち、交付決定後ただちに支出負担行為決議書を起票していない例が見受けられた。また事業実績報告書に添付させる写真について、効果の検証を行い難いものがあったので、交付先に対する指導を十分に行われたい。

イ 監査調書を提出する際、作成した事項に記入漏れ・誤記載がないか等、複数人で確認のうえ提出するということは基本的なことであるが、この基本的なことの徹底がなされていないと思われる調書が多く見受けられた。監査調書は書面による事前審査を行う場合、また監査対象を抽出する際にも非常に重要な書類となる。このため、細心

の注意を払いながら調書を作成するとともに確認について十分に行われたうえで提出されたい。

参考

1 補助金の定義

地方自治法第232条の2は「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定し、地方公共団体が補助金の交付をする法的根拠となっている。一般的には特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に反対給付を求めずに支出するものである。

また、公益上必要がある場合の認定は、行政実例（昭和28年6月29日 自行行発第186号）で「公益上必要があるかどうかを一応認定するのは長及び議会であるが、この認定は全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならない。」とある。

2 補助金の支出方法

地方公共団体が補助金を支出するにあたっては、条例で定める旨の規定がないため、一般的には規則、要綱、規程等を制定し手続を明確にすることが求められている。

本市では、益田市補助金等交付規則（平成9年益田市規則第9号）により補助金等の交付に関する基本的事項を定め、同規則第20条で「この規則に定めるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。」と規定し、各課が個別の要綱等で定めることとなる。

平成29年度定期監査報告書

平成30年3月発行

益田市監査委員

〒698 - 8650

島根県益田市常盤町1番1号 益田市役所分庁舎

益田市監査委員事務局

TEL 0856 - 31 - 0471

FAX 0856 - 31 - 0315

メールアドレス kansa@city.masuda.lg.jp